

## 第6章

# 計画の実現に向けて

## 1 推進体制

### (1) 市の推進体制

本計画は、第1次から第3次までの策定を通じて健康と福祉の総合的な計画として完成します。今後、策定される計画が本計画の基本構想と整合性を保ちながら作成されるように、計画推進職員検討チームを編成して、計画策定への支援と調整を進めます。

### (2) 市民参加による推進体制

市民が参加される各種会議や講習会など様々な場面で、本計画書を見ながら市民と市がどのような取り組みをどのように実践するのかなど話し合いをしながら推進します。

## 2 評価体制

本計画の進捗状況が確認でき、その結果が評価できる計画とするため、計画の進捗状況を把握しながら計画を進めていく必要があります。そのため、「評価委員会」を設置し、市民参加を得ながら評価をしていきます。

### (1) 評価方法

#### ① 単年度ごとの評価

事業推進計画、手段、事業に関しては市民と計画推進職員検討チーム（事務局）が毎年見直しを行い、修正していきます。

#### ② 中間評価

3年後（2008年）には中間調査を行い、その結果を基に時系列の解析を加えて、目標の達成度合いを評価し、指標および事業の見直しを行います。

#### ③ 最終評価

5年後（2010年）に最終的な評価を行います。この際も再調査を行い最終的な達成度を評価して、次期策定予定の健康福祉推進計画の立案につなげます。